

スリランカにおける ジェンダー主流化戦略

発表者：
カーンティ・ウィジエトウンゲ氏
(スリランカ)

現在の状況／政府の取り組み

- スリランカでは、憲法により、ジェンダー平等が保障されている。
- 法的にはともかく実際には女性は差別に直面しており、歴代の政府はそうした差別を撲滅する対策をとってきた。
- 1978年、「スリランカ女性局」を設立する。
- 1993年3月、「女性憲章」を採択する。
- 1995年、独立した省である「女性問題省」を設立する。
- 1995年、スリランカ政府はCEDAWを批准し、継続的な取り組みが示すように、その義務を果たしている。

成果

- スリランカでは、国家発展のアジェンダにMDGsを組み込んでいる。
 - 初等教育においては、2006年の男子に対する女子の割合は99%であり、ほぼ普遍的にジェンダー平等が達成されている。
 - 15歳から24歳までの識字率は、全ての分野において、男女とも95%を達成している。
 - 大学教育を受ける人々の113%は女性である。
- ヘスル・ケアについてもほぼ普遍的に利用されている。
 - 出産の98%は病院で行われる。
 - 出産時の母性死亡率は、出産件数1,000件のうち、11.3件である。
 - 乳児死亡率は、100,000件の出生のうち、39.3件である。

具体的なジェンダー主流化の戦略

- 1996年、国家行動計画(NPA)を策定。
(NPAは政府、NGO、研究者、学者が協力して進める取り組み)
- 全ての主要な省庁に「ジェンダー・フォーカル・ポイント(GFP)」を設置。
- 「国家女性委員会」を設立する法案が議会で可決。

ジェンダー主流化に関する成果

• 教育

- 学校の教科書からジェンダーのステレオタイプを排除。
- 教師の教育および中等学校のカリキュラムにジェンダーのモジュールを導入。
- キャリア・ガイダンス・センターに、労働市場とリンクした新たな職業訓練の方針を導入。

• 雇用

- 賃金が平等に支払われる公正さ及び公平さを土台として、全ての分野において女性が雇用される国家の雇用方針を策定。
- 働く女性の定額雇用を促進。
- 戦争未亡人や女性が家長を務める家庭の懸念を重視。

続き

- ヘルスケア分野

- 地方の家庭のヘルスケア制度を充実。

- 女性のリプロダクティブ・ヘルスに関する権利の保護を重視。(啓発および適切な女性クリニック)

- 法制の改革; 女性の権利を促進および保護する法的枠組みの制定

- 新たな改正を加えた市民法の制定

- 土地開発条例の政策決定

- 刑法の改正

- ドメスティック・バイオレンス法の制定

GFPとしての私自身の経験

- 私が勤務した各組織において、ジェンダーの分析データの作成に努めた。
- 理事会などのハイレベルの意思決定機関において女性メンバーを増やすことを提唱した。
- 職場のセクハラに対応するために、各組織において委員会を結成した。

直面した困難

- 家父長的な習慣および差別的な態度
- ジェンダー差別が広く存在することを認識していない
- ジェンダー主流化に対する取り組みがない
- ジェンダー問題に対する無理解
- 福祉重視のアプローチに傾く
- ジェンダー関連の機関が主流から外れている
- 能力開発プログラムがない

ジェンダーに関して重視されている現在の懸念

- シングル・マザーおよび戦争未亡人が北部および東部で増加
- こうした女性およびその家族のための生計の確保
- 土地、水、さらに情報を含むその他の資源の使用に関し、農業に従事する女性が直面する差別が増加
- 移住労働者およびこうした労働者の未成年の子どもの福祉
- 受入れ国における、女性の移住労働者の搾取および暴力的で尊厳を損ねるような扱い
- ドメスティック・バイオレンス、人身売買、性的搾取、および虐待といった、非常に忌まわしく持続的な種類の暴力に苦しみ続ける女性

こうした難題にどのように立ち向かうのか？

- 地方の女性にエンパワメントすべき新たな成長分野を探し出す。
- インフラ施設を改善し、革新的な新技術をさらに利用できるようにする。
- 女性が雇用されないという問題の改善にむけて、一致団結した取り組みを実施する。
- 特に戦争未亡人およびシングル・マザーを対象とした自営業の支援を行い、こうした女性の生活の再建を狙う。
- 女性の移住労働者の権利を保護し、こうした女性に適正な労働環境を提供すべきである、と広く訴える取り組みを強化する。
- 女性に対する暴力を制限するための研修および教育、さらには法規定を実施する。

ありがとうございました。